

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第２号中「の栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、「当該栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第１８条第４項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業等」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１８条第４項の改正規定は、公布の日から施行する。